

若越郷土研究

49の1

朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(下)

松原 信之

第五章 敦賀郡司朝倉教景系譜の内衆

(敦賀衆)の出自

一、敦賀郡司朝倉教景以降の奉行人・小奉行人の出自

朝倉教景が元服して同名衆の一員に編成されると同時に、朝倉宗家から教景に付属された直属の根本被官の他、文龜三年(一五〇三)に二十七歳で敦賀郡司に就任して敦賀郡へ転任する際、改めて教景に随臣させられたと考えられる朝倉宗家の内衆やその庶流によって形成された家臣団が、その後の敦賀郡司の内衆(敦賀衆)の中核を構成したと考えられ、軍団を率いる武将として、また敦賀郡を支配するための吏僚として活躍した。その筆頭の重臣が上田・前波の両氏であって当初の敦賀

奉行職を預けられた。

前波氏(弥七郎・七郎右衛門尉)は、朝倉氏の根本被官で内衆筆頭の前波藤右衛門尉の分家と考えられるが、文明十一年(一四七九)の「清水寺再興勸進状并奉加帳」では嫡家の

「前波藤右衛門尉」の名は見えないのに、「前波七郎右衛門尉吉連」が「上田三郎左衛門尉直則」とともに柱一本を寄進しており、前波吉連・吉長は父子で敦賀奉行人を勤めた。

同じく敦賀奉行人の上田則種も上田直則の子息であろう。ところで、時宗の開祖「真盛上人往生伝記」によれば、上田氏はもとは犬飼と号し、美濃国の住人で戸嶋牢人であったが、朝倉敏景(孝景)の時に一乗谷に移り文明五年の大野郡平定合戦で高名を挙げたが、多くの死者を出した罪業に心が傷み、延徳元年(一四八九)に真盛上人に帰依して吉田郡岡之保に西光寺を建立したという。この上田氏は上田直則のことと思われるが、その子の則種についても、戦国期の禅僧の月舟寿桂が著した「幻雲北征文集 跋」¹⁾の中の「書上田則種居士六轡後」によれば、則種は「洞下禪」、すなわち曹洞宗宏智派に参禅しながら好武と

の疑問を月舟に問講したことで知られる。

敦賀奉行人の上田・前波両氏の後は、前述したように小木三郎兵衛尉吉敏・笠松宗左衛門尉吉久・土山新兵衛尉吉澄・中村七郎左衛門尉宗直の四名が、次いで中村七郎左衛門尉宗直・富田中務丞吉清・小河式部丞吉持の三人が主として郡奉行の職にあつた。

小木氏については、後世の元龜元年(一五七〇)の織田信長の金ヶ崎城攻めで、朝倉方の打死者を記載する思想本「朝倉始末記」に、「敦賀社家衆」として「小木」が見えるから、氣比神宮の社家衆の出自と考えられる。なお、笠松氏は朝倉孝景の越前平定以前からの根本被官であつて、合戦に関する笠松平左衛門宛の朝倉孝景書状、同平次郎宛の朝倉貞景判物と同平兵衛尉宛の朝倉孝景判物により足羽郡北庄に所職を有する地侍であつたことが知られ²⁾、この笠松氏の庶流が敦賀へ随臣したのであろう。

宗家朝倉氏の家臣団の一族と思われる中村氏は、各史料文書に「中村五郎右衛門・中村九郎右衛門尉・中村三郎兵衛・中村新兵衛尉・中村藤内左衛門尉・中村甚介吉康 中村平

1 松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(下)

五郎・中村平左衛門尉」など、多くの中村氏が確認される。しかし、後述するところだが、朝倉教景の知行所であった丹生郡糸生郷で、享祿元年（一五二八）以来、越知山大谷寺の神山神域と、その周辺の農民との間での境界や用益権をめぐる相論⁵⁹⁾に「中村藤内左衛門尉」の名が見えるので、やはり宗家朝倉氏の家臣団の中村氏と何らかの関係はあったものと考えざるべきであろう。しかし、敦賀奉行人の「中村七郎左衛門尉宗直」や小奉行の「中村次郎左衛門房信」との関係は不明である。

次いで、小河氏であるが、先の越知山大谷寺との相論で大谷寺と交渉に当たった小河三郎左衛門尉は、恐らく糸生郷小河村を本貫とする地侍から教景の雑掌、すなわち内衆に随臣したと考えられ、庶流の小河式部丞吉持が敦賀奉行に随従すると、小河三郎左衛門尉は宗家朝倉氏の家臣に転身したらしい。⁶⁰⁾小河吉持は、天文九年七月に越前に在国していた連歌師宗牧の「狐竹」に「越前下国、一乗谷小河式部所にて」とあるように連歌会を興行しており、同じ連歌師の里村昌休（指雪齋）の「指雪齋発句」にも「越前小河吉持興行」と

あるなど、連歌に関心を寄せていたらしい。また、富田中務丞吉清も、国王朝倉貞景の側近で奏者であった「富田民部丞吉信」の弟か、その一族が教景の内衆となつて敦賀奉行人を勤めたと思われる。なお、岩次吉基・土山吉澄らの奉行人衆についての出自は明らかとしないが、これは恐らく敦賀郡出身の地侍であろうか。

敦賀郡司朝倉景紀以後、景光・景恒時代にかけて上田兵部丞紀勝とともに郡奉行人を独占した三反崎勘解由左衛門尉紀存は、越前朝倉氏の二代朝倉高景の四男、弾正忠月山を祖とする三段崎氏の庶流と考えられ、本家は朝倉宗家に仕える奏者であるが、いずれから分家したかは不明である。

「小奉行」または「下代」については、前期は中村次郎左衛門房信・岩次五郎左衛門吉久・大西五郎右衛門・小武三郎兵衛尉などが、後期には養源庵周命・高柴五郎右衛門尉宗栄や小木宗右衛門尉直恒（久守）・府南彦左衛門入道宗珍が検出されるが、出自は不明な場合が多く、敦賀生え抜きの地侍であろう。なお、「小武三郎兵衛尉」の小武氏は北

庄南の石場の豪商の慶松氏の本姓で、朝倉氏菩提寺の心月寺総芸書状⁶¹⁾の宛名に「小武太郎三郎」が見えるから、この小武氏の一族ではなからうか。

二、その他の敦賀郡司の内衆

郡司は郡奉行・小奉行（下代）制などの組織を確立して郡支配を強化するとともに、宗家の朝倉氏の軍事指揮権下に統率されて国主の命に従い出陣した。十八歳で初陣を果たし七十九歳の晩年に至るまで生涯をかけて軍奉行一筋に徹し、総大将として活躍した教景には各武将や兵卒など万余の軍勢が従軍したが、多くは教景の軍事指揮権下に配備された軍勢に過ぎず、教景を始め郡司の周囲には常に馬廻りの内衆が親衛隊として出陣した。平時には郡奉行・下代などの職務に従事した内衆が主体であった。

永正三年（一五〇六）に加越能の一揆勢が越前の川北一帯に侵入した時、九頭竜川を挟んで対峙した朝倉方の総大将朝倉教景（宗滴）に、「宗滴内衆」として「上田・中村・吉川・前波七郎右衛門尉」（思想本『始末記』）

の名が見えるが、このうち「上田・中村・前波七郎右衛門尉」の三人は後の敦賀郡奉行人である。残る「吉川」とは、先の文明十一年（一四七九）の「清水寺再興勸進状并奉加帳」に柱一本を寄進した「越前国吉川与四郎吉登」・同「越前国吉川主計尉吉明」の系譜の者と思われ、元龜元年（一五七〇）四月に織田信長が敦賀へ侵攻してきた時、郡司の朝倉中務大輔景恒とともに鐘崎城に盾籠った家臣の中にも「吉川」の名がみえるから、教景から景恒へと郡司に直属した内衆であることは間違いないだろう。

次いで、大永七年（一五二七）に京都へ遠征して千乗寺口（西七条川勝寺口）の合戦で奮戦の後、戦死した人数の中に「教景ノ衆二八、大瀬・渡那部・山本・長谷川」（思想本『始末記』）とあるのが、これらも教景の馬廻りの内衆の一部であろう。この「教景ノ衆」に見える「大瀬」とは、『越前国城蹟考』に記載される今立郡川島村（現鯖江市）の「館跡二ヶ所」のうちの「大瀬藤藏」に関係があると思われる、この川島村が少なくとも、教景の養子の郡司朝倉景紀の知行所であったこと

もこれを示唆する。「渡那部」は「渡辺」で、郡司朝倉景恒の奏者と考えられる「渡辺秀」・「渡辺平兵衛尉秀」や「渡辺三郎右入道長勝」と見える「渡辺」が、この子孫であろうか。「山本」については、『越前国城蹟考』の丹生郡北郷大丹生浦村（現福井市）に「朝倉家 山本隼人」の屋敷跡が記載されるが、居蔵浦（現越廼村）の刀禰で、朝倉氏景時代の早くから朝倉氏に従っていた山本丹後入道の一族かも知れない。「長谷川」は、朝倉氏景の内衆「長谷川弥三郎」の一族であろうか（「長谷川氏」については別稿に譲る）。

朝倉教景（宗滴）の家臣として特記すべき人物は、「朝倉宗滴話記」を書き留めて後世に残した人物としても著名な萩原八郎右衛門尉宗俊で、後述するように、天文十六年（一五四七）閏七月二十日付の「某（朝倉教景）裁許状案」の裏に水間新右衛門尉宗房とともに教景の両奉行人として連署「封裏」している。萩原宗俊に関する文書としては、年末詳十二月二十八日付の宗普（京都大徳寺塔頭の真珠庵主か）宛の萩原宗俊書状が一点伝来するが、内容から朝倉太郎左衛門尉教景の添状

であることから朝倉教景に近侍していた直臣であったことは明白で、弘治元年（一五五五）の朝倉宗滴の加州出陣にも従軍した萩原宗俊は、後に入道となり代々の敦賀郡司にも勤仕して、元龜元年（一五七〇）の織田信長の金ヶ崎城攻めには、当時の郡司の朝倉中務大輔景恒に従って奮戦して四月二十七日に、水間氏らとともに金ヶ崎城で打死している。なお、永祿九年（一五六〇）十二月四日付の「萩原・竹内連署状」は文面から推察して郡司の奏者奉書と考えられるが、その一人の萩原彦左衛門尉久得は、萩原宗俊の子息か一族であろう。

なお、元龜元年の織田信長の朝倉攻めで敦賀郡鐘崎城に立て籠ったのは、郡司朝倉景恒を始め「敦賀社家衆・上田・中村・吉川・萩原入道已下千五百余」（思想本『始末記』）であり、先の朝倉宗滴内衆と一致するが、さらに四月二十七日の敗北した朝倉方の打死者を次のように記録している（思想本『始末記』）。

三段崎弥七・同四郎左衛門・上田兵部丞
・真木五郎左衛門・西城・中村兵庫助父
子・富田中務丞・土山新右衛門・脇田・

小河・山田・前波藤五郎・菅六郎左衛門
 ・水間・萩原入道・鷺田三郎右衛門・岩
 井彦左衛門・山本、此外敦賀社家衆二
 八、執当・石蔵・嶋・宇野・小木・寺谷
 とあり、三段崎勘解由左衛門尉は城に留ると
 あるが、郡司の朝倉景恒を除いて、郡奉行入
 ・小奉行をはじめ郡司の内衆の殆どが打死し
 て壊滅状態となってしまったらしい。なお、
 「鷺田三郎右衛門」は、永禄十一年の足利義
 昭義景亭御成りの際、「御能ノ次第」の中に
 ある「わし田と申者、朝倉中務大輔被官人」
 とあり、同人と考えられる。

三、教景（宗滴）の知行所

教景の知行所は郡司として敦賀郡にも所在
 したであろうが、越前の諸処に分散してい
 らしい。坂井郡の九頭竜川下流の左岸にあつ
 た朝倉家の祈願所の岸水寺が大破となつたの
 で、教景は本寺の三国湊の滝谷寺へ修理を命
 じており、また、岸水寺の本寺についての滝
 谷寺と金津惣持寺との出入訴訟も受理してい
 る。⁶⁶⁾ 岸水寺に近い本郷竜興寺宛の朝倉教景書
 状写は、「棗庄寺納塩之儀」に関する文書で

あり、この付近一帯に教景の知行所があつた
 ことは間違いない。

一方、丹生郡糸生郷にも朝倉教景（宗滴）
 の知行所があつたらしい。前節で述べた天文
 十六年（一五四七）閏七月二十日付の「某裁
 許状案」は、丹生郡糸生郷水谷村の水谷道敏
 ・兵衛太郎が逐電（逃亡）した跡の持分の田
 地「唯一名四分巻」を同村の右下衛門尉が競
 望したことから訴訟となり、糾明の結果は、
 当地の朝倉家の給人と思われる中村新兵衛尉
 方と駒掃部にその知行が仰付けられたもの
 で。この裁許状の裏には、萩原八郎右衛門尉
 宗俊と水間新右衛門尉宗房両人が連署して
 「封裏」している。この萩原宗俊は「朝倉宗

滴話記」の所で、すでに述べたように、水間
 宗房とともに朝倉宗滴の奉行人であつた。従
 つて、この裁許を下した上級の支配者「某」
 とは、朝倉教景（宗滴）であることは間違
 なく、内容から朝倉太郎左衛門尉教景（宗滴）
 の「裁許状案」である。

先の「水谷」は上糸生・下糸生・小川・笈
 松・天谷・別畑・宿室・尼ヶ谷・二屋・武周
 などとともに、越知山を取り巻く越知山大谷

寺の霊地、神山神域と深く関連する糸生郷山
 方の一村で、このうち、各村の奥山地の一部
 を取り込んだ神領域の境界には、一八本の山
 鉾を立ててこれを保護していたが、その周辺
 の農民との間では境界や用益権をめぐる相
 論が絶えなかつた。大永八年（一五二八）の
 相論は、「西山方内小河村三方百姓等」が神
 山内に開いた炭竈を大谷寺が打ち破つたこと
 が発端となつたが、この炭竈で焼かれた炭と
 は、当地の地頭の朝倉太郎左衛門尉教景へ納
 める本役炭であつたため、雑掌の小河三郎左
 衛門尉が大谷寺と交渉したことから訴訟とな
 ったらしい。

この訴訟は当初、府中奉行が審理に当たつ
 たが、事が給人や朝倉家に納める本役ともな
 ると、府中奉行人だけでは裁定が不可能で、
 結局は府中奉行での審理の経緯と、これに一
 六通もの支証を添えて、審理を一乗谷に移管
 して朝倉当主の裁決を仰ぐこととなり、翌享
 祿二年五月八日に越知山大谷寺勝訴の朝倉孝
 景の判決が下つて、相論は終結した。以上の
 史実を総合すると、越知山大谷寺が存在する
 糸生郷山方には朝倉同名衆の朝倉教景（宗

滴)の知行所があつたことは事実であろう。⁽²⁾

- (1) 『統群書類従』13輯上
- (2) 『三崎玉雲家文書』(『県史』資3)
- (3) 享祿元年閏九月十七日付「朝倉氏府中奉行入連署書状」(『越知神社文書』『県史』資5)
- (4) 朝倉景景の知行所と内衆としての「中村氏・小河氏」については、『朝日町誌』通史編の第二章第二節の「三 朝倉氏の系生郷支配」を参照。
- (5) 「国立国会図書館所蔵」(前出の米原正義著「越前朝倉氏の文芸」所収)
- (6) 「宮内庁書陵部所蔵」(前出の米原正義著「越前朝倉氏の文芸」所収)
- (7) 「内衆の富田民部丞吉信」についての詳細は別稿に譲るが、『幻雲北征文集賛辞』(『統群書類従』13輯上)の中の「前霜台左金吾天沢居士像」の賛辞によると、富田吉信は朝倉貞景側近の家臣であつて、享祿四年(一五三二)十二月二十七日付の「一乗谷奉行入連署書状」(『越知神社文書』『県史』資5)によると、越知山大谷寺に対する「国中寺庵十分一」の臨時税の免除に關与したし、各寺社宛の朝倉孝景書状の使者も勤めた重臣であつた。
- (8) 「慶松勝三家文書」(『県史』資3)
- (9) 松原信之「朝倉景紀と川島庄光嚴寺」(朝倉史雑録『福井県地域史研究』第8号1978年)(永祿十一年か)十月二十一日付「渡辺秀書状」(『西福寺文書』一三九号『県史』資8)
- (10) 年未詳九月二十九日付「渡辺秀書状」(『善妙寺文書』二九号『県史』資8)
- (11) 年未詳七月二十八日付「渡辺長勝書状」(『西福寺文書』一三九号『県史』資8)
- (12) 松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(下)

- (13) 寺文書一三三六号『県史』資8)
- (14) 「山本重信家文書」(『県史』資5)
- (15) 「野村志津雄家文書」(『県史』資5)
- (16) 「頓宮文書」(『県史』資2)
- (17) 「泰実家文書」(『県史』資8)
- (18) 年未詳三月二十日付「朝倉景景書状」(『滝谷寺文書』『県史』資4)。なお、教景の花押の形状から郡司就任以前の書状と考えられる。
- (19) 年未詳五月十日付・年未詳五月十三日付「朝倉景景書状写」(『松樹院文書』『県史』資4)
- (20) 大永四年三月付「大谷寺申状案」・大永八年七月三日付「朝倉氏府中奉行入連署書状」・享祿元年閏九月十七日付「朝倉氏府中奉行入連署書状」(以上「越知神社文書」『県史』資5所収)
- (21) 享祿二年五月八日付「朝倉孝景判物」(『越知神社文書』『県史』資5)
- (22) 「朝日町誌」通史編の第二章第二節の「三 朝倉氏の系生郷支配」を参照。

第六章 元龜元年以後の朝倉氏による敦賀

郡支配

一、郡司不在の敦賀郡

元龜元年(一五七〇)四月、織田信長の敦

賀侵攻により城に盾籠っていた郡司の朝倉景

恒は敗北して退城し一旦は敦賀郡が信長の手
に落ちたが、江北の浅井長政の信長に対する
離反によって信長軍は敗走し朝倉義景は再び
敦賀郡を回復した。しかし、織田信長の攻撃
で敦賀軍団は壊滅的な打撃を受け、改めて敦
賀郡司職に相当する人物も存在せず、郡司補
任の事実も確認されないから、実質的な敦賀
郡司は不在となった。従つて、これ以後の敦
賀郡に關連した朝倉治政關係の文書を検証す
ると、一乗谷の宗家朝倉家の支配権が強く及
んでいたことが明らかとなる。

すなわち、同年六月十三日付で氣比社道家
の平松幸熊丸に社領私領を新恩として知行宛
行状を發給し、翌十四日には、これを朝倉氏
一乗谷奉行入連署書状で「寺庵給人・百姓」
宛に遵行している。また、翌一年に平松幸熊
丸の所領について「松田与六」⁽¹⁾や「平松源四
郎」⁽²⁾との相論が起こると、義景の奏者である
梅野三郎右衛門尉吉仍や前波七郎兵衛尉吉充
が披露して、朝倉氏一乗谷奉行入連署書状で
松田や源四郎に一乗谷への出谷を命じてい
る。

元龜四年三月十一日、足利義昭の命に応じ

て朝倉義景は出陣し五月十日まで敦賀に在陣した。この間、義景は敦賀に在津して西福寺や善妙寺に対して寺領目録の安堵裏書や禁制を發給している。このうち、善妙寺文書の同年四月十八日付「安堵状并制札入用注文」を以下に掲示すると、

(前略)

(朝倉義景)
御屋形様御一行并制札入用注文之事

貳貫文 御屋形様

六百元 筆者小者共ニ

拾弍貫文 (景昌) 堤右京亮殿案内之札、音信

七貫弍百文 (景敬) 三段崎三郎右衛門尉殿 同

六貫四百文 (景忠) 上田兵部丞殿 西保兄弟共ニ

四貫弍百文 (紀美) 三反崎助左衛門尉殿 同下
代共ニ

都合參拾弍貫四百文

右三月廿一日ニ申入、四月十七日夜御判相調、

則惣代ニ周嚴御札申上候也、

元龜ニ癸酉 (四) 勝養軒

四月十八日 周嚴(花押)

(後略)

とあるが、上田兵部丞(朧良)・三反崎助左衛門尉(紀美)は元龜元年の信長の敦賀侵犯

により戦死した敦賀郡奉行人の上田紀勝と三反崎紀存の子と考えられ、郡司朝倉景朧・朝倉景紀の一字を拝領して、「敦賀郡奉行」と小奉行(下代)一覽の「No48」・「No49」により敦賀郡奉行人であったことが確認され、少なくとも敦賀郡奉行制は存続した。なお、堤右京亮・三段崎三郎右衛門尉は義景の安堵状や制札などを發給する奉行人であったと考えられる。

ところで、(元龜四年)六月九日付「三反崎紀美・上田光朧良連署書状」No49の文面には「當寺領分之目録、天沢様、御裏判候以筋目、今度、御屋形様被成御裏判目録并五ヶ条之御制札、七郎小法師殿懸御目候、則御一行雖可被相副候、未無 御判形候之間、(後略)」とあるが、この「七郎小法師」とは、すでに述べたように、永祿七年九月一日、朝倉勢の加賀出陣に際して朝倉景鏡・同景隆と大將争いに敗れて自害した敦賀郡司孫九郎景朧の、当時まだ二歳であった嫡子にあたる。この景朧の遺児(七郎)は、父の景朧の自害後に祖父の景紀に伴われて、景紀の知行所であった今立郡川島庄(鯖江市)に隠退したが、

景紀が元龜三年五月に七十二歳で死没した後には敦賀に帰還していたのであろう。翌四年当時は十一歳であった。この「七郎小法師」を敦賀郡司だとする説もあるが、血統的にも郡司になる資格は認められており、将来は郡司を継承することが暗黙のうちに期待されていたから、西福寺は予め「七郎小法師」の一行を求めたのであろう。しかし、元服以前の実名も持たない「七郎」を、義景は越前支配上肝要な敦賀郡の郡司に任命したとは考えられず、間もなく訪れた朝倉氏の滅亡により「七郎小法師」の郡司就任は現実には実現しなかったことになる。

二、敦賀郡代官(?)鳥居氏・高橋氏

元龜元年(一五七〇)四月、織田信長の敦賀侵犯により敗退した郡司の朝倉景恒以後、信長軍の敗走により敦賀郡は再び朝倉義景の手に回復しても、敦賀郡には郡司不在の状態が続いたが、敦賀奉行人のみは復活したことが確認されるから、国主朝倉氏による下地への支配遵行は敦賀奉行人により可能であった。しかし、越前国の南方への関門に当たる

敦賀郡は隣国の若狭や北近江への外交的な対応や一乗谷との連携には郡司的人物の存在は不可欠であったと考えられる。従って、このような職責を担う人物として想定されるのが義景の側近として配置された敦賀郡代官とも称すべき鳥居氏・高橋氏の存在である。特に注目されるのが鳥居兵庫助景近であった。

元龜元年四月、織田信長の越前侵攻に対応して朝倉義景が出陣すると、高橋新助とともに鳥居兵庫助景近はそれぞれ五〇〇余騎を卒して義景の脇備を勤めたが（市史本『始末記』）、信長退却後の五月十七日には、これに加勢した林兵衛三郎に対して義景礼状とともに景近は副状を発給している。⁶⁵⁾これに勢いついた朝倉・浅井連合軍は、五月十一日に江州北郡へ進発するが、九月二十日の江州坂本での合戦で我が軍に加勢したことを喜ぶ「朝倉義景書状」⁶⁶⁾の和田源内左衛門尉宛の使者にも景近が当たった。そして、織田方の宇佐山・堅田の両城を攻略して勢いに乗じた朝倉・浅井連合軍は、同二十一日に逢坂峠を越えて山城国に入り、京都洛外の山科・醍醐を焼き払

って洛中にまで侵攻した。この時、石清水八幡宮から義景に頂戴した香水や巻数の礼状⁶⁷⁾の副状を発給したのも景近であった。このように景近は義景側近の寵臣であった。

ところで、高橋新介景業とともに鳥居景近が義景の連署奉書を発給するようになるのは、敦賀郡司不在となった元龜二年以降からで、両人の連署奉書や両人が奏者を勤仕した「朝倉義景書状」の宛所は若狭の武田彦五郎信方や北近江の国人多胡宗右衛門尉⁶⁸⁾など敦賀近隣に限定されており、中でも、今泉浦への浦船御用についての奉書には「当津（敦賀）へ上下御用」⁶⁹⁾とあることなどを勘案すると、両人は敦賀に在津して代官の役目を勤めながら、近隣への外交交渉にも当たっていたのであろう。

元龜四年（天正元年）に入って信長方の攻勢が強まると、朝倉方に属して働いた江北の馬場兵部丞に対しては朝倉義景の感状が鳥居景近・高橋景業の副状とともに送付されたが、⁷⁰⁾浅井長政から信長の近江出陣を報じて援軍の要請を受けた義景が、みずから総大将となつて七月十七日に一乗谷を進発し、敦賀に

おいて老臣達の抑止も振り切つて八月六日に江北へ出馬したのも鳥居・高橋の強い進言によるものであった。結果は義景軍が敗北して敦賀へ敗走する途中、八月十四日に近江境の刀禰坂で信長勢に攻め立てられて朝倉軍団が壊滅した時に、自刃せんとした義景を押しとどめて一乗谷へ帰還させたのも鳥居・高橋であったという（思想本『始末記』）。大野郡司景鏡の勧めに従つて大野に逃れ、景鏡に裏切られた朝倉義景が大野で自刃した時も両人は最後まで随臣し、義景を介錯した後に両人は自刃して共に滅亡した。なお、近世成立した「一乗谷絵図」には城戸内の東側に鳥居兵庫助の屋敷跡が記載されている。

三、鳥居氏・高橋氏の出自

朝倉内衆の鳥居氏は南都興福寺の田舎衆といわれる興福寺衆徒の一族が興福寺大乘院領の坂井郡河口庄に派遣された一代官（庄官）と考えられ、朝倉氏の越前平定の直後に氏景と主従関係を結んで朝倉氏の家臣に転身したものであろう。この鳥居氏のうち嫡流と思われる鳥居与一左衛門尉家（鳥居五郎左衛門尉

か)については、近年になって朝倉氏景以来の代々から発給された知行宛行状などが発見されて、その概要が次第に明らかとなったが、これについては別稿に譲るとして、ここでは敦賀郡に關係が深く、鳥居五郎左衛門尉家の分家と推定される「鳥居兵庫助」について論及したい。

「鳥居兵庫助」については、年末詳五月十四日付滝谷寺宛の朝倉真景書状に奏者として見えるのが初見で、天文二十四年(一五五五)七月二十一日の朝倉教景(宗滴)の加州出兵に従軍した「鳥居兵庫助景近」はその子と思われる。この景近在俄然、朝倉義景の側近の奏者として奉書などに頻出するようになるのは永祿十年(一五六七)頃からであった。従って、永祿十一年五月、足利義昭が朝倉義景亭を訪問した時には景近在座敷奉行を勤めており(「朝倉亭御成記」、義景から深く信任されていたことが知られる。

なお、鳥居景近とともに活躍した高橋氏が記録に現れるのも、元龜元年四月の朝倉義景出陣の時、鳥居兵庫助景近とともに義景の脇備を勤めたのが初見で、朝倉家臣団の中に慧

星の如く現れて、実名「景業」は「景」の一字を拝領していて義景の側近となったが、出自は全く不明である。従って、文書に現れるのは、元龜二年三月十九日付「朝倉氏一乗谷奉行人連署書状」に奏者として「高橋甚三郎披露」と共に見えるのが最初で、以後は「鳥居兵庫助景近」と連署奉書を発給している。高橋の通称は初め「甚三郎」と称し、同二年八月二十三日付「鳥居景近・高橋景業連署書状」まで続き、同年と推定される十月十二日付「朝倉義景書状」から「高橋新介」に変わり、この頃から「甚三郎」より「新介」へと改称したらしい。

注記

- (1) 元龜二年十一月廿一日付「朝倉氏奉行人連署書状」(「平松文書」・「敦賀市史」史料編二)
- (2) 元龜二年十二月廿五日付「朝倉氏奉行人連署書状」(「平松文書」・「敦賀市史」史料編二)
- (3) 元龜四年三月廿三日付「西福寺寺領目録」(「西福寺文書」二二三号)・同年四月付「朝倉義景禁制」(「西福寺文書」一三四号)・同年四月付「朝倉義景禁制」(「善妙寺文書」二五号)・同年四月十八日付「安堵状并制札入用注文」(「善妙寺文書」二八号)・以上「県史」8。
- (4) 寺下一義「七郎小法師と朝倉義景」(「地方史研究」第二十七号所載)

- (5) 「鳥居景近書状」(「狩野菟集文書」京都大学文学部博物館古文書室所蔵文書)「県史」資2・十月十五日付「朝倉義景書状」(「和田文書」「県史」資2)
- (6) 十一月二日付「朝倉義景書状」(「離宮八幡宮文書」「県史」資2)
- (7) (元龜二年か)十月十二日付「朝倉義景書状」(「若狭国内の安泰を」・(元龜三年)一月八日付「鳥居景近・高橋景業連署書状」(出兵依頼)以上、「尊經閣文庫所蔵文書」「県史」資2所収)・(元龜二年か)五月四日付「朝倉義景書状」(就在陣之儀)「(河野恒治家文書」「県史」資9)
- (8) 元龜四年三月十八日付「朝倉義景書状」・(元龜四年)四月七日付「朝倉義景書状」(以上「尊經閣文庫所蔵文書」「県史」資2所収)・元龜四年三月十九日付「鳥居景近・高橋景業連署副状」(水谷幸雄家文書)「県史」資6)
- (9) (元龜二年)八月二十三日は「鳥居景近・高橋景業連署書状」(これ以外の(元龜三年)閏一月十三日付「立神重珍書状」・元龜三年五月十四日付「朝倉氏一乗谷奉行人連署書状」(以上、「西野次郎兵衛家文書」「県史」資6)・(元龜四年か)三月二十一日付「朝倉義景書状」・同日付「鳥居景近・高橋景業連署副状」(「馬場寿子氏所蔵文書」「県史」資2)
- (10) 「雜事記」明応九年三月十六日条に「衆徒峰起初如常、田舎衆鳥居父子・窪城父子・笠置中坊、是ハ此間修学者也、」とあり、「雜事記」文明十五年六月二十二日条には「鶴丸等去年分年貢、代官鳥居方無沙汰、朝倉無替儀仰合転経院了」とある。
- (11) 近年、東京の古書店から朝倉氏の旧家臣鳥居氏文書八点が発見され、現在は福井県立一乗
- (12)
- (13)

谷朝倉氏資料館の所蔵となり、「一乗谷朝倉氏資料館紀要一九九八」で、同館主任の佐藤圭氏の詳細な報告により、鳥居氏の系譜に關してはかなり詳細となった。なお、「内衆鳥居氏」については別稿に譲りたい。

(14) 年未詳五月十四日付「朝倉貞景書状」〔滝谷寺文書「県史」資4〕

(15) (永祿十年)七月十八日付武田彦五郎宛・年未詳七月十三日付本能寺宛「朝倉義景書状」〔尊経閣文庫所蔵文書〕、年未詳三月十二日付「鳥居景近書状」〔古文書纂「京都大学文学部博物館・古文書室所蔵文書」〕、「野村家文書」〔金沢市立図書館所蔵文書〕以上「県史」資2

(16) 「橘栄一郎家文書」〔「県史」資3〕

(17) 「西野次郎兵衛家文書」〔「県史」資6〕

(18) 「朝倉義景書状」〔尊経閣文庫所蔵文書〕七六号「県史」資2、「県史」では「元龜元年」と傍注したが、「元龜二年」が正しい。

第七章 朝倉氏の越前支配に占める敦賀郡

——まとめも含めて——

一、敦賀の乱に至る背景

朝倉英林孝景が西軍から東軍へ帰参して越前平定を始め、本格的な戦国大名化を押し進めたのは文明三年（一四七一）五月以降であったが、これと並行して北陸道への関門に位置した敦賀郡の平定に従事したのが孝景の弟

松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷（下）

朝倉景冬であった。しかし、敦賀郡に景冬の支配権がほぼ確立するのは翌四年頃であつて、すでに述べたように、文明四年十一月十六日付の氣比社領大谷浦等の半済に關する朝倉景冬の奉書が最初の史徴となる。これは、室町將軍家から孝景に付与された半済権を霜月七日の孝景の奉書に任せて実施したものであるが、これ以外には敦賀郡に孝景・氏景の安堵状・奉書などは西福寺・氣比社にはもちろん一切存在せず、景冬の安堵状のみが四点存在するだけである。⁽²⁾従つて、後世における寺領安堵の承認や相論裁定の証徴となる先例は、ほとんどが「芳永（景冬）」や「天沢（真景）」の一行によつてゐる。⁽³⁾このことは、孝景から委任された景冬が独自の武力と軍略によつて敦賀郡平定を進めたことを意味し、以後、景冬の専権に任せて敦賀郡支配を押し進めた可能性が高い。

兄の孝景や二代氏景が亡くなった後の越前領国支配を支えたのは弟の慈視院光玖と景冬であった。長享元年（一四八七）八月、將軍足利義尚が六角高頼征伐のために在国の諸將に近江出陣を命ずると、朝倉方も先兵として

景冬が逸早く同十九日に坂本に着陣した。ところが、同時に尾張から出陣した旧越前国守護家の斯波義寛（義良）との間で越前国宗主权をめぐる訴訟問題が起つたため、近江出陣を目指して一乗谷を出陣した朝倉貞景も、大軍を率いたまま敦賀に待機してしまつた。

この訴訟問題を積極的に処理したのが景冬であつて、斯波方の主張に反論する九か条の上申書（朝倉申状）は、坂本に在陣する景冬のもとに送達され、景冬から幕府方へ提出された。景冬の出陣先における多大の活躍の結果、この訴訟は將軍の上意として落着し、朝倉方の一応の勝訴で終わり、⁽⁴⁾そして、翌二年二月、当時、足利義政が造宮していた東山山莊に仙洞御所の松を移植する手伝い普請の役を勤めたのも景冬であつた。⁽⁵⁾

景冬が明応四年九月二十日に死没した後、敦賀郡司職を継承した嫡男の孫四郎景豊は、密かに宗家の朝倉貞景に対する謀叛の機をうかがつてゐた。この企てを貞景に注進したのが教景であつたが、この報に接した貞景は文龜三年（一五〇三）四月三日、敦賀城を急襲して敦賀の乱を平定し、景豊は自害して果て

た。『朝倉始末記』によれば、この乱の背景には、景冬の子女が青蓮華近江守・朝倉太郎左衛門尉教景・堀江左衛門三郎景実・烏羽右馬助景春など朝倉一族や有力国衆に嫁していたので、景豊は、これら義兄弟の加勢を頼みとし、さらに、室町幕府と通じていたとされる義父（景豊の妻の父）の朝倉景総（孝景の三男）の支援もあったからとされるが、若くして国主に就任した朝倉貞景を補佐して絶大な権力を保有した父の景冬の権威を余りに過信しすぎた景豊の無謀な意志が峰起の背景にあったと考えられる。

ようやく安定し始めた朝倉氏の領国支配をゆるがす一大内紛となった教景の乱を未然に防止した貞景としては、この乱がかえって領国経営の体制を強化する契機となり、改めて貞景による強大な戦国大名化を推進することに寄与する結果になった。

二、貞景の教景郡掌握と教景への郡司委任

文龜三年の教景乱の鎮定後、朝倉貞景は直ちに原の西福寺など主な諸寺庵の寺領を安堵

した。⁶⁵これは一旦、宗家の朝倉貞景が教景郡を掌握し、その主権を内外に誇示した上で、改めて教景を郡司として任命し教景郡を預けたことを意味する。「西福寺門前内中方并御下部拾人」の諸役免除に付き、永正三年（一五〇六）十月七日付「教景郡司奉行人連署書状」では「教景郡内成敗間」とあり、同月九日付「朝倉教景書状写」では「私郡内成敗間者、可成其心得」とあるように、⁶⁶郡内成敗権・検断権が教景に委任されていることを示している。以後、この貞景安堵状の旨に任せて遵行する形式で朝倉教景の安堵状や安堵裏書・禁制状や判物が数多く発給された。⁶⁷

また、複数の「郡奉行人」の下には「小奉行人」まで配置して、前代とは異なる教景郡支配制度を確立したが、このような「郡奉行人連署奉書」の発給も「一乗谷奉行人連署奉書」の発給とほぼ同時期であり、教景の乱の平定が朝倉氏の領国支配体制の変革期を意味している。

三、教景の郡司補任の意義

教景への郡司補任の事由は、文龜三年（一

五〇三）の乱を未然に防いで宗家を救った功勞によるものとされる。これはもちろん当然の事由ではあるが、朝倉氏の越前支配の基幹は重要な位置に立地する教景郡の統治であるから、郡司としての資格は当然問題とされなければならぬ。教景はまさにこの資質に適合する人物であった。

教景（宗滴）は英林孝景の後室、桂室永昌を生母として文明九年（一四七七）に孝景の末子、八男として生まれたが、教景には生母を同じくする十六歳年長の実兄、五男の小太郎教景（以千宗勝）がいた。しかし、同十六年に異母兄の四男孫五郎（景総）に殺害された。教景の通称や実名が実兄と同じなのは、母が実兄の死後、その継承を意図したためであるうか。概して、孝景の子息以後、嫡子以外の弟達は嫡家に随臣する同名衆となり、実名は国主から「景」の一字を拝領した形式の「景〇」となるのが一般的なのに、「小太郎教景」だけが国主に準ずる「〇景」であり、しかも「小太郎教景」の通称・実名は、父孝景の初期の通称・実名と同じであることなどから推考しても、朝倉一族内での「教景」の

地位は高く、「氏景」に次ぐ家督継承者に相当していたと考えられる。

この上、孝景の後室といえども唯一の正室であった教景の生母の「桂室永昌」は、父孝景とは少なくとも二十歳前後の年齢差がありながら常に孝景を補佐した女丈夫であつて、永正十七年（一五二〇）の死没であるから、貞景時代には朝倉一族内における隠然たる存在を誇示する女性であつたことも大きく左右していたと思われる。

四、景紀への郡司職継承の意義と景紀の同名衆としての地位

教景は実子がありながらも、これを廃嫡して、宗家の朝倉貞景の四男、景紀を養子に迎えたことについては、「宗滴話記」で「天澤様（貞景）の御代に、小次郎（景明の子景純）が英林様の孫でありながら、すでに縁が遠く、朔日節供の出仕の時の冷淡な諸侍の対応を見て宗家から景紀を養子に迎えたのであつて、これは家来のためでもあつた」と述懐している。国主朝倉孝景（宗淳）の時代に入ると、たとえ英林孝景の末子といえども宗家か

らは遠縁となつてしまい、同名衆のなかでの座配は下座となつてしまふからであるという。しかし、貞景の本心は貞景の実子の景紀を敦賀郡司の後継者としてに送り込むことが目的で、教景（宗滴）を武将（軍奉行）に専念させるといふ貞景の慎重な統治上の策略であつたとも考えられる。

「朝倉宗滴話記」（宗滴夜話）によると、結局、教景（宗滴）は生涯を軍奉行一筋に徹し、十八歳で初陣を果たした教景は、七十九歳の晩年に至るまで自国・他国への出陣は、越前に侵入する加賀の一向一揆勢を幾度も撃退した他に、加賀を始め若狭・丹後・近江・美濃・京都などの他国への出陣も十二度に及び前号三の（表参照）武威を国の内外に示している。後に、若年で国主の座に着いた義景にしても、老巧な宗滴はもつとも頼るべき家臣であつて、まさに宿老的な存在にまで成長しているながらも領国支配の政務にはほとんど関与せず、「宗滴話記」によれば、「自分は百歳に成候とも行歩がかなう間は武者を捨まじく候」と、終身軍奉行に徹することを言明している。

郡司の朝倉教景（宗滴）の養子となつた景紀は、大永七年（一五二七）、二十九歳で教景の京都出陣に従軍して華々しい軍功を挙げ、享祿四年の加州出兵などにも教景とともに従軍して、軍奉行としての資質を教景から着実に育まれていた。永祿元年（一五五八）以後に嫡男の景光へ郡司職を譲つた後の永祿四年にも総大将として若狭へ出陣するが、郡司景光を後見し補佐した。絶大な権威を保有した景紀は、対外的な交渉にも関与し、幕府内談衆の大館左衛門佐へも所望する馬を贈答している。この頃、景紀は早くも遁世出家して法名を「大機伊冊」と称した。

ところで、兄弟を持たなかつた国主朝倉義景にとつて最近親者となる同名衆は、叔父の朝倉景紀（伊冊）と従兄弟の大野郡司の朝倉景鏡しかいなかったため、両者の抗争は激しくなり、朝倉義景の支配力に大きなかけりをもたらした。しかし、永祿七年九月、朝倉景鏡・同景隆を総大将として加賀へ出陣した際、大将争いに敗れた景光が自害すると、まだ二歳であつた景光の遺子（七郎）をとまない、祖父の景紀はその知行所であつた今立郡

川島庄（鯖江市）に退隠し、元龜三年（一五七二）五月に七十二歳で光嚴寺で死没した。

五、元龜元年以後の朝倉氏による敦賀郡支配

元龜元年（一五七〇）四月、織田信長の敦賀侵攻により城に盾籠っていた郡司の朝倉景恒が敗退した後、一旦は敦賀郡が信長の手に落ちたが、江北の浅井長政が信長に離反したため信長軍は敗走し、朝倉義景は再び敦賀郡を回復した。しかし、織田信長の攻撃で敦賀軍団は壊滅的な打撃を受け実質的な敦賀郡司は不在となり、以後の敦賀郡は一乗谷の宗家朝倉氏の支配権が強く及ぶ地域となった。元龜四年三月十一日、足利義昭の命に依じて朝倉義景は出陣し五月十日まで敦賀に在陣する

と、義景の敦賀在津中に西福寺や善妙寺に対して寺領目録の安堵裏書や禁制を発給している。但し、敦賀郡奉行制はそのまま存続し、国主朝倉氏の下地への支配は遂行された。

永祿七年九月の加賀出陣中に自害した敦賀郡司孫九郎景堯の嫡子は祖父景紀と共に、その知行所であった今立郡川島庄（鯖江市）に

隠退していたが、景紀が元龜三年に死没した後には敦賀に帰還した翌四年当時の「七郎小法師」はまだ十一歳であった。「七郎小法師」は血統的にも郡司を継承する資格は認められていて、将来が暗黙のうちに期待されていたも、元服以前であり、越前支配上肝要な敦賀郡の郡司に任命されたとは考えられず、間もなく訪れた朝倉氏の滅亡により郡司就任は実現せずに終わったのであろう。

郡司不在の敦賀郡は、越前国の南方への関門に当たり、隣国の若狭や北近江への外交的な対処交渉上重要な位置にあったから、これらの対応や一乗谷との連携の職責を担う人物は必要であり、その人物として想定されるのが義景の側近の鳥居兵庫助景近・高橋新介景業両氏の存在で、両人は敦賀郡代官として配置されたらしい。高橋・鳥居両氏が義景の連署奉書を発給するようになるのは、郡司不在となった元龜二年以降からで、特に鳥居氏は朝倉義景の奏者として若狭や北近江の国人への交渉に勤仕した。また、今泉浦への浦船御用についての両名の奉書には「当津（敦賀）へ上下御用」とあることなどを勘案すると、

両人は明らかに敦賀に在津して代官の役目を勤めていたと思われる。

両氏は絶えず義景の協備を勤め、元龜四年（天正元年）に浅井長政からの援軍要請を受けた義景が、敦賀において老臣達の抑止も振り切って八月六日に江北へ出馬したのも鳥居・高橋の強い進言によるものであり、義景軍が敗北して敦賀へ敗走する途中、八月十四日に自刃せんとした義景を押しとどめて一乗谷へ帰還させたのも鳥居・高橋であった。大野に逃れた朝倉義景が大野で自刃した時も両人は最後まで随臣し、義景を介錯した後に両人は自刃して共に滅亡した。寵臣の高橋・鳥居両氏を敦賀郡代官に配置して、その言に従った結果が義景の滅亡を招いたことは悲運といわざるをえない。

注記

- (1) 第一章の「注記」(8)参照。
 (2) 第一章の「注記」(9)参照。
 (3) 永祿元年（一五五八）六月五日、善妙寺は前年に焼失した「善妙寺寺領目録」を再作成して朝倉景紀に安堵承認を求めているが、最後に指上げ誓約した文言には「英林様（孝景）御一行并御裏判之目録、芳永様御一行等、去年三月廿四日寺家炎上之時、焼失ニ付而」とあるが、孝景の一行が存在したとするのは疑

わしい。これ以外に「孝景一行」の記録は発見されない。
長享・延徳の訴訟についての詳細は、松原信之「朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について」(『若越郷土研究』21の6)を参照。

- (5) 『藤原野日録』長享二年二月廿三日条
文龜三年九月十日付「西福寺寺領目録」の紙
継目に朝倉貞景の花押、同日の「朝倉貞景西
福寺寺領安堵状」(『西福寺文書』(原史)資8)
(7) 「西福寺文書」一五七号・一五八号(『原史』
資8)
(8) 「西福寺文書」には約三〇点・「道川文書」
で一点・永建寺文書一点(以上『原史』資8)、
中山正弥家文書で二点(『敦賀市史』史料編4
上)存在する。

第八章 敦賀郡の国衆

一、敦賀郡の国衆

文明三年(一四七二)五月、朝倉英林孝景が越前平定を始めると、敦賀郡の河端民部丞などが孝景に参陣して功名を挙げてはいるが、他の郡内の国人士豪層がこの平定にどのような役割を果たしたかは不明である。敦賀郡は孝景の弟の朝倉景冬が郡司に就任し、文龜三年(一五〇三)三月の敦賀乱後は孝景の末子の朝倉教景(宗滴)が郡司を交替するが、

松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(下)

この時、教景の内衆や朝倉宗家から付属させられた被官層が教景とともに敦賀へ移動して郡奉行人などに就任し、新しい敦賀郡の支配体制を整えた。しかし、敦賀郡には古来よりの国人士豪層や地侍が存在しており、その一部は敦賀郡司の支配組織に編成された者もいるが、その大部分は活躍の不明な者が多い。

敦賀郡の国人士豪層・地侍については、寺領の在所に隣接する人名に検出される。すなわち、永祿元年(一五五八)六月五日付「善妙寺寺領目録」に「板倉殿」・「長谷部殿」・「宇野左京亮殿」・「伊達殿」・「和田殿」・「梅野殿」・「堀殿」・「九里殿」・「杉津宇野殿」・「高瀬之大安寺殿」・「坂殿」・「中村清右衛門尉殿」・「今北東殿」・「石蔵左京亮殿」・「柿木殿」・「安孫子新右衛門尉殿」・「河端蔵助殿」・「天野弥七郎殿」・「速水殿」・「石塚三郎四郎殿」・「嶋新七郎殿」・「中村善右衛門尉殿」・「石塚大炊助殿」・「比田与次郎殿」・「河端四郎殿」・「河端新三郎殿」・「溝江殿」・「今井新三郎殿」・「野路与次殿」・「河端但馬守殿」・「長屋殿」・「八

十嶋三位殿」・「堂村鳥居殿」・「三反崎四郎左衛門尉殿」・「嶋与六殿」・「河瀬次郎左衛門尉殿」、元龜四年(一五七三)三月廿三日付「西福寺寺領目録」にも「天野七郎右衛門尉殿」・「納田三郎右衛門尉殿」などが見える。以下、国衆化した敦賀郡の国人士豪層の中で、史料の残る疋壇氏・天野氏・河端氏・石塚氏の四氏について論述したい。

二、疋壇氏

敦賀郡の南部、近江境に成長した国人である疋壇氏が初めて文書に現れるのは、「西福寺文書」(一三九号以下、「同」とは「西福寺文書」を指す)の文明十年十二月十二日付の「疋壇久保(六郎)安堵状」である。しかし、これに続く同一四〇号の十一月十六日付「疋壇(刑部)享存書状」は年未詳であるためここに収載されたものの、内容的に見ても前号より時代が古く、宛名の「宗像殿」は不明としても、文中の「為正名半名ハ長谷殿持候」の「長谷殿」は寛正三年(一四六二)の「長谷玄橋田地売券」(同一二九号)に、また、文中の「備州さま」とは永享十二年(一四四〇)

の「甲斐郷衡（備中守）田地寄進状」（同一〇六号）に関係があると思われ、いずれにせよ「亨存」は時代的に「正壇久保」の父か叔父に当たるとは推測される。「正壇久保」については「正壇対州太守節堂居士肖像」の賛辞⁴⁾に詳細で、正壇氏は「菅丞相（菅原道実）」の出自とされ、「正壇対馬守久保」の法諱は「道忠」で「節堂」とも号したとあり、曹洞禪に帰依し特に地藏願主になったとある。また、武将として「守関門、築城郭」、すなわち国境にあつて関門を守るべき城を構築した。その城跡は、敦賀市正田の西側のなだらかな丘陵上に土塁石垣や空堀など部分的ながら現在も遺構をとどめている。なお、久保の慈母は正壇常照院主寿公座元で、法名妙厚は永正九年（一五二二）三月二十八日に死没したが、妙厚のために慈恩寺を創建している。⁵⁾

これらの賛辞や跋は、正壇久保の嗣子であり妙厚の孫に当たる「武庫（兵庫か）、すなわち正壇兵庫助景保が禅僧の月舟寿桂に求めたもので、この景保は、永正十四年閏十月十八日付「正壇景保寄進状」（同一八八号）に初め

て見えるが、父の「久保」と異なり郡司の朝倉教景の「景」を賜っているので、朝倉氏に国衆として従臣したことが知られる。従つて、大永五年（一五二五）五月二十一日付「正壇景保書状」（同一〇六号）や、景保の庶家従臣と思われる同二十日付「正壇干房（三郎右衛門尉）書状」（同一〇五号）などによると、永正十四年六月の朝倉教景（宗滴）の丹後出陣に従軍した際の先例に従つて、大永五年五月十九日の教景の近江小谷出陣（当国御陳之次第）の従軍にも西福寺へ陣僧の徵発を求めている。元龜元年（一五七〇）の織田信長の朝倉攻めで城主朝倉中務大輔景恒を始め敦賀勢は鐘崎城に立て籠り、四月二十七日の敗北で多くの打死者を出したが、ここでは戦死を免れたと思われる正壇六郎三郎も、天正元年（一五七三）八月十四日の刀禰坂の敗北で討死した朝倉家臣達（思想本『朝倉始末記』）の中に見えるが、正壇景保の孫であろうか。

三、天野氏

大永元年十二月十三日付の敦賀郡司朝倉教景（宗滴）の奉行人「前波吉長書状」（同一九

七号）によれば、西福寺寺領について相論を起こして朝倉方の糾明を受けた「天野七郎右衛門方」が天野氏の初出史料で、次いで、天文二十三年（一五五四）に善妙寺へ一段の田地を寄進した「天野弥三左衛門尉（環舜⁶⁾）が永祿元年（一五五八）正月十六年に死去したため、その子の「天野弥七郎景重」は改めて五月一日付で善妙寺へ寄進田地請文⁷⁾を下付している。そして、敦賀永厳寺への同十一年四月十八日付「天野景牧本役米寄進状⁸⁾」及び元龜四年一月晦日付「天野景牧田地寄進状⁸⁾」に見える「天野（七郎右衛門尉）景牧」は景重の子であろう。また、大永七年正月吉日に江良浦百姓が「指出」を提出した新地頭の「天野与一郎⁹⁾」も天野一族であろう。

四、河端氏

文明六年一月二十一日発給の「朝倉孝景感状¹⁰⁾」は、朝倉孝景の越前平定合戦に逸早く参陣して、柚山合戦で軍功を挙げた河端民部丞に対する感状であるが、年末詳十月十七日付の「某書状」（同一二六号）も、西福寺に関係した敦賀郡「勘野保為正半名之事」で発給さ

れた河端民部少輔宛の書状であり、河端氏は、敦賀郡を本拠とする在地土豪層であったと考えられる。この河端民部少輔は灯明料として敦賀郡葉原阿曾名内より相立てた一貫三三三文の公事銭を天文十六年（一五四七）に善妙寺へ寄進しており、これを永禄元年五月五日に子の河端四郎紀吉が請文安堵している。

五、石塚氏

敦賀郡五幡保の洞泉庵に対し、永正八年三月十一日に施我鬼田を、同十六年二月十八日に山・畠を、それぞれ知行地内から寄進した「石塚大炊助景雄」も朝倉家に臣従した国衆であろう。先の「疋壇景保」、「天野景重」や同「景牧」とともに「石塚景雄」も「景」を通字としているから、後に朝倉氏に臣従した国衆と思われる。

注記

- (1) 「善妙寺文書」一二号〔県史〕資8
- (2) 「西福寺文書」一三三三号〔県史〕資8
- (3) 「西福寺文書」〔県史〕資8
- (4) 「幻雲文集」賛辞〔統群書類従〕13輯上
- (5) 「書慈恩二字後」〔幻雲文集 跋〕〔統群書類従〕13輯上

松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(下)

- (6) 永禄元年六月五日付「善妙寺領常住分新寄進注文案」〔善妙寺文書〕〔県史〕資8
- (7) 「天野景重寄進田地請文」〔善妙寺文書〕〔県史〕資8
- (8) 「永厳寺文書」〔敦賀市史〕史料編二
- (9) 「江良浦指出案」〔刀根春次郎家文書〕〔敦賀市史〕史料編二
- (10) 「水谷幸雄文書」〔県史〕資6
- (11) 永禄元年五月五日付「河端紀吉寄進田地請文」
- (12) 永禄元年六月五日付「善妙寺領常住分新寄進注文案」〔善妙寺文書〕〔県史〕資8
- (13) 「石塚景雄施我鬼田寄進状」〔洞泉寺文書〕〔敦賀市史〕史料編四卷上
- 「石塚景雄知行安堵状」〔洞泉寺文書〕〔敦賀市史〕史料編四卷上